

成支援を行っているところです。

さらに、令和2年12月28日付けで、本助成金・支援金の対象となる休暇の取得期間を令和3年3月31日まで延長改正（※）も行ったことから、各都道府県におかれては、対象となる保護者に本助成金・支援金に係るこれらの情報が行き渡るよう、管下の小学校等（小学校、義務教育学校（小学校課程）、特別支援学校（高等部まで）、幼稚園、認定こども園等）及び小学校等の設置者に対して再度周知するとともに、指定都市及び中核市を除く管内市町村（特別区を含む。）の関係部局に対し改めて幅広く周知いただくようお願いいたします。

なお、小学校等から子どもの保護者の皆様へ周知いただく際には、下記 HP や添付のリーフレット等も併せてご案内いただくなど、効果的な周知にご協力いただくようお願いいたします。

（※）令和2年12月28日付け改正内容

●対象となる休暇の取得期間を延長

（改正前）令和2年2月27日～同年12月31日

（改正後）令和2年2月27日～令和3年3月31日

※申請期限：令和3年1月1日から同年3月31日までの休暇取得分

⇒令和3年1月1日から同年6月30日まで

（参考）厚生労働省ホームページ

・新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufu\\_kin/pageL07\\_00002.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufu_kin/pageL07_00002.html)

・新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金

（委託を受けて個人で仕事をする方向け）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_10231.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10231.html)

※申請窓口や必要書類等については、上記リンク先に掲載しています。

【連絡先】

厚生労働省雇用環境・均等局職業生活両立課

電話：03-5253-1111（内線7929、7866）